

## 旭川市営住宅審議会会議録（要旨）

- 会議名 令和4年度第1回旭川市営住宅審議会
- 開催日時 令和5年1月27日（金） 10:00～11:30
- 開催場所 旭川市役所第2庁舎 3階 問診指導室（旭川市7条通10丁目）
- 出席者  
委員（9人） 及川委員，白川部委員，須藤委員，椿原委員，中田委員，  
古田委員，本田委員，宮嶋委員，米本委員（五十音順）  
事務局（8人） 中野部長，岡田次長，前川補佐，堺井主査  
阿部主査，荒谷主査，本地主任，和田主任
- 会議の公開・非公開 公開
- 傍聴者  
（1）市民 0人  
（2）報道機関 0人
- 1 開会  
出席委員9名が着席につき，会議を開催。
- 2 建築部長挨拶
- 3 自己紹介  
改選に伴い昨年12月26日に就任した今期委員による第1回目の会議開催につき，委員及び事務局の出席者全員が自己紹介。
- 4 会長，副会長の選出  
改選後初の会議につき，会長及び副会長の選出。選出方法について，事務局一任との意見があったことから，事務局の案として，会長（椿原委員）及び副会長（嶋崎委員）を推薦し，委員全員の賛成を得て決定。

## 5 職務代理者の決定

会長の指名により職務代理者（古田委員）を決定。

## 6 議事概要

### (1) 旭川市営住宅審議会の運営方法について

(会長)

事務局から説明を。

(事務局)

※ 資料1-1及び1-2により説明。

(会長)

意見，質問を受け付ける。

(各委員)

なし。

(会長)

発言がなければ議題1は，事務局の提案どおりの運営方法とする。

### (2) 市営住宅の概要について

(会長)

事務局から説明を。

(事務局)

※ 資料2により説明。

(会長)

意見，質問を受け付ける。

(A委員)

管理戸数と入居戸数を比べると8割ぐらいの入居率で，応募倍率は2年平均で約4倍と高いということは，空いている住戸は確保住宅やエレベーターのない高層階の住戸ということでしょうか。

(事務局)

空き戸数の中には募集停止の団地も含まれている。エレベーターがない高層階の住戸は，毎回入居者募集しているが，なかなか手を上げる応募者がいないのが現状である。

(A委員)

人気がある住宅が偏って倍率が高くなっていることを理解した。

(会長)

他に発言はないか。

(B委員)

市営住宅の一時使用について，コロナの影響による離職退去者も対象となっているが，実際に何名ぐらいが制度を利用しているのか。

(事務局)

離職退去者の要件が、勤務先の社宅に住んでいる方がコロナの影響で勤務先がから解雇され社宅を退去しなければならない、という場合に限定されている。問い合わせは1, 2件あったがいずれも要件から外れており、これまでの実績はない。

(B委員)

今後、要件にあった入居希望者が現れた場合、申請からどのくらいで入居することができるのか。また、入居してすぐに生活できるような貸し出し物品等は何があるのか。

(事務局)

申請当日に入居が可能である。今年度は火災で家をなくした方が実際に来庁したが、その日のうちに入居してもらっている。貸し出せる物品は電気ストーブと照明器具のみである。

(B委員)

一時的な入居ということだが、その後は各自が相談機関などで住宅を探すということになるのか。

(事務局)

市営住宅の入居資格に合致していれば本入居ということも可能な制度になっている。

(C委員)

住んでいる者から市営住宅の現状を伝えたい。入居率の低下や入居者の高齢化が進んで、いろいろな問題が出てきているので、そろそろ市営住宅課には考えてもらいたい。

(会長)

そういった問題に関しては今後、事務局からの回答をお願いしたい。

(D委員)

C委員の住んでいる市営住宅は募集している住宅なのか。

(事務局)

募集しているが、3階以上の住戸は希望がほとんどない状態が続いている。

(会長)

外付けエレベーターの設置等、今後、上層階を利用しやすくする方法を検討してもらいたい。

(E委員)

市営住宅の一時使用について、ウクライナからの避難者も対象者に加えてはどうか？このような時代なので検討してほしい。

(事務局)

災害被災者等については、既に市で要綱を定めているため一時使用の対象者として説明したところだが、国からはウクライナからの避難民に対しても対象者として受け入れてよいと示されている。そのため、実際に避難者が来庁した際に、市営住宅も候補として示したところである。

(F 委員)

高齢の入居者が長期入院していて、退院の見込みがない場合でも、家賃さえ払ってればそのまま住宅を確保しておけるのか、それとも何か基準があるのか。

(事務局)

応募倍率の高さでもわかるとおり入居希望者が多い中で、退院の見込みがない、退院できても独居生活ができないと判断される方の場合、自ら退去してもらう必要がある。

(G 委員)

市営住宅の除雪はどのように行っているか。

(事務局)

敷地内の除雪については、入居者で組織している自治会で行うことになっている。

(G 委員)

高齢者であっても自分たちでやらなければならないということか。

(事務局)

そのとおりである。

(C 委員)

駐車場等の除雪に関しては自治会で業者に委託しているが、物価が高くなり委託料も年々値上がりする中、入居率が下がり一人当たりの負担が大きくなっている。また、玄関先や通路に関しては入居者が当番制で行っているが、仕事や育児を理由に当番を飛ばす住人が多い。除雪を行う住人が固定化している中、高齢化で年々行う者が少なくなってきた。市にはこれらの問題を真剣に考えてもらいたい。

(H 委員)

滞納者への対応について、即決和解 2 件、訴訟 1 件とのことだが、即決和解はどのような和解方法になったのか。最後に残った 1 世帯は訴訟を行ったとのことだが強制執行まで進むのか。

(事務局)

即決和解の 2 件については、毎月の家賃及び分割した滞納家賃を遅れることなく支払うこと、守られず 3 か月滞納となれば明渡請求となることを条件として和解している。訴訟については、昨日、地方裁判所にて市の請求どおりの判決が言い渡されたので、今後明渡請求を行う予定である。

(会長)

ほかに発言はないか。

(各委員)

なし。

(会長)

発言がなければ議題 2 を終了し、次に進む。

(3) 市営住宅の入居者資格について

(会長)

事務局から説明を。

(事務局)

※ 資料3により説明。

(会長)

議題3について、意見、質問を受け付ける。

(各委員)

なし。

(A委員)

改正後は、既に入居されている人たちにも適用されるということか。

(事務局)

改正するのは入居する際の審査の要件のため、既に入居している者には直接関係ないところではあるが、名義の承継や新たな同居者の承認については適用される。

(会長)

他に発言がなければ議題3を終了し、次に進む。

(4) 市営住宅使用料滞納者の法的措置について

(会長)

事務局から説明を。

(事務局)

※ 資料4により説明。

(会長)

質問等を受け付ける。

(G委員)

収納率が年々上がっている要因は何か。

(事務局)

相対的な滞納額が減ってきていることと、昨年度から弁護士に債権回収の委託をしており、市外の滞納者への折衝ができたことが収納率の向上に繋がっていると考えている。

(A委員)

参考資料の収納状況を見ると、現年度滞納額が5年前と比べて年々減っており、それに伴って滞納繰越金もかなり減っているので、数字を見るだけで市の努力が見えるように思える。

(H委員)

滞納者はどのような方が多いのか。理由はあるのか。

(事務局)

共通的な考えとしては、電気や水道は止められると困るから払うが、家賃は払わなくても急には追い出されることはないので、納付期限を過ぎてもかまわない、という考えの方が多く思える。

(H委員)

そういう考えの方に対し、市はどのように対応しているのか。

(事務局)

収入が少ないのであれば生活保護の申請を勧めたり、債務があるのであれば弁護士に債務整理の相談をするようアドバイスをするなど、まずは話を聞かなければならないので、話をしやすいように接することを心がけている。

(A委員)

最終的に明渡しの訴訟にまで至る方は話し合いにまったく応じないとのことだが、部屋に引きこもって出てこないということか。健康状態の確認はしているのか。

(事務局)

居住の実態があれば強制執行の前に入居者の状況を確認するが、明渡しまで進む方は大概、既に無断で退去しており現住所が不明の場合が多い。

(会長)

他に質問等はないか。

(各委員)

なし。

(会長)

なければ議題4を終了する。

## 7 その他

(会長)

その他として、全体を通して何か発言等はあるか。

(各委員)

なし

(会長)

では、事務局から何かあるか。

(事務局)

次回開催は現時点では未定である。開催が決まり次第連絡する。

## 8 閉会

(会長)

以上で、令和4年度第1回旭川市営住宅審議会を終了する。